

令和7年度中山間地域等直接支払制度実施状況の概要

宮崎県農政水産部 農政企画課

1 実施市町村数

- ・ 本制度を活用できる市町村は、県内26市町村のうち24市町村となっています。
- ・ 対象地域を含む市町村のうち、19市町村が本制度を活用しています。

対象地域を有するものの未取組の市町	：宮崎市、国富町、高鍋町、都農町、門川町
対象地域外の町	：新富町、川南町

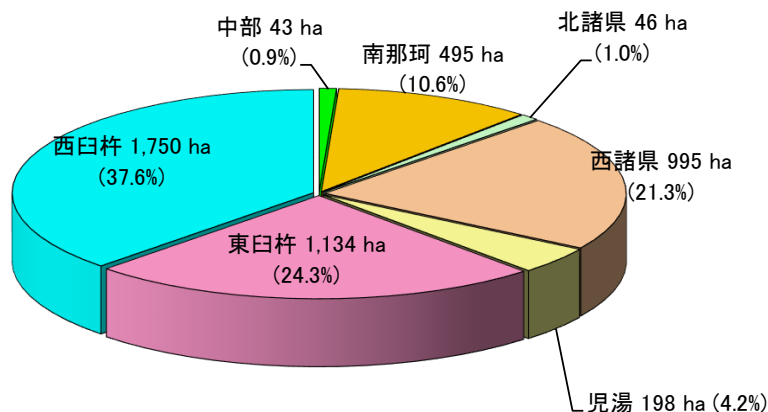
2 集落協定数

県全体の集落協定数は、316協定となっており、全てが集落協定となっています。

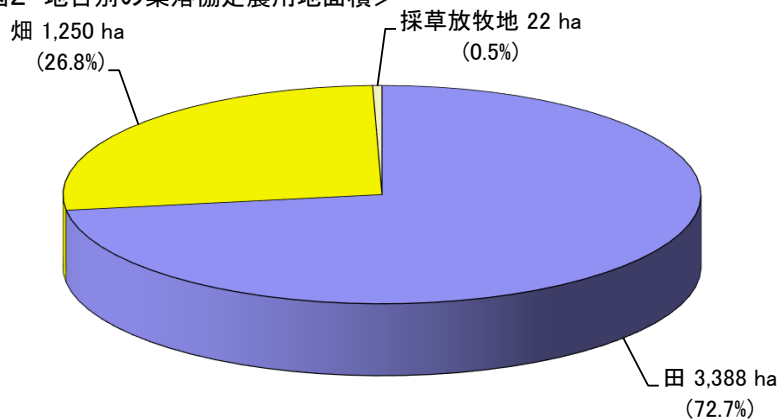
3 集落協定農用地面積

- ・ 県全体で4,660ha(令和6年度は5,222ha)の農用地を対象として、集落協定が締結されています。
- ・ 地域別の集落協定農用地の面積は、西臼杵が1,750ha(38%)、東臼杵が1,134ha(24%)であり、県全体の約62%を県北地域が占めています。(図1)
- ・ 地目別の集落協定農用地の面積は、田が3,388ha(73%)、畑が1,250ha(27%)、採草放牧地が22ha(1%)となっています。(図2)

<図1 地域別の集落協定農用地面積>



<図2 地目別の集落協定農用地面積>

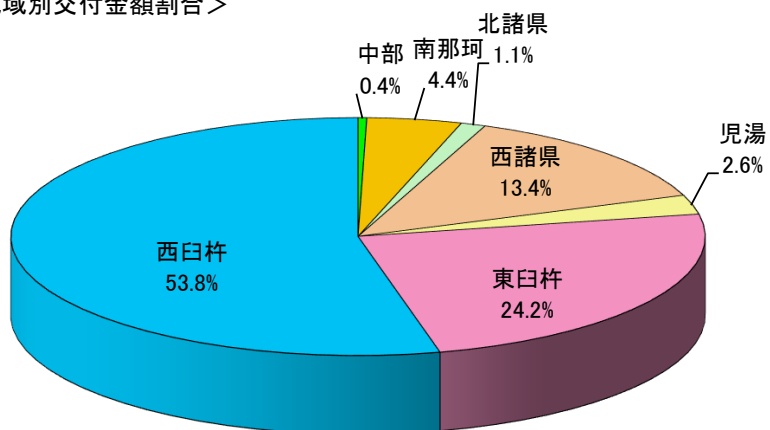


※四捨五入により合計が合わない場合があります

4 交付金額

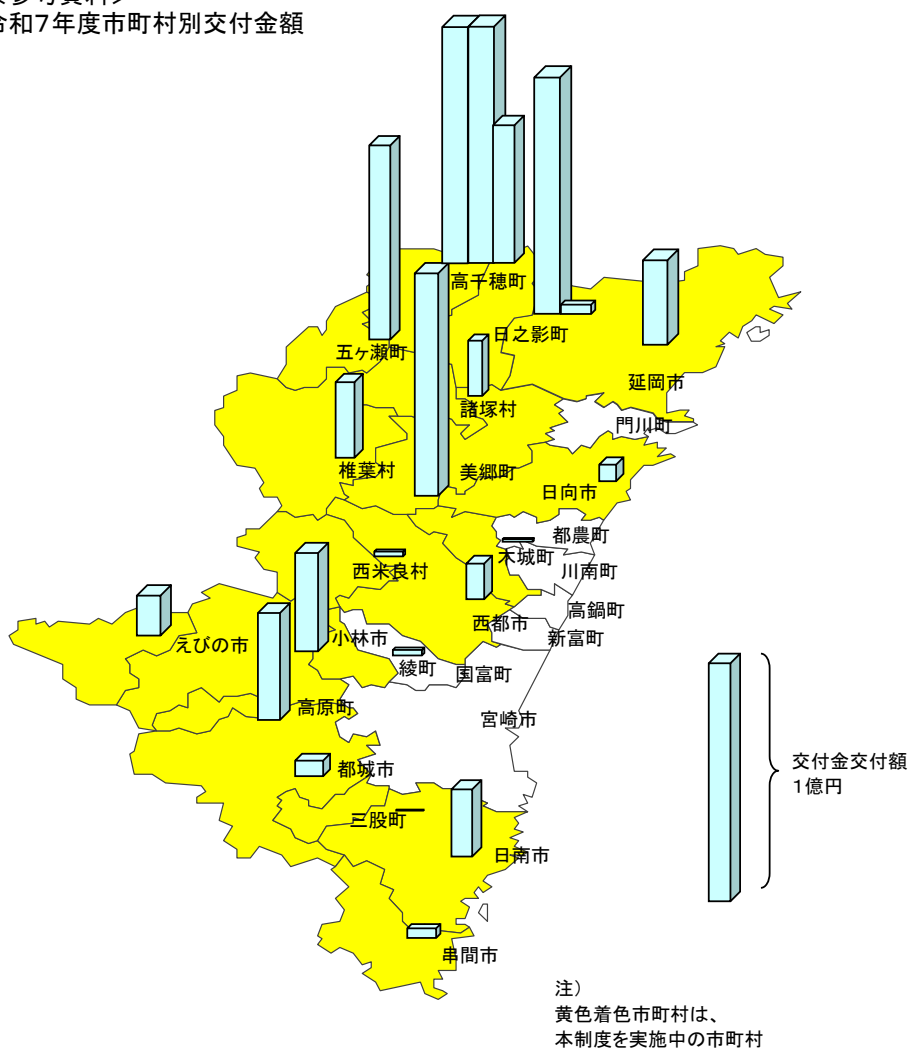
- ・ 県全体で8億3,126万円(令和6年度は8億3,867万円)が交付されています。
- ・ 地域別の金額割合は、西臼杵が54%、東臼杵が24%と8割近くを県北地域が占めています。(図3)

＜図3 地域別交付金額割合＞



＜参考資料＞

令和7年度市町村別交付金額



5 集落協定における交付金の使用方法

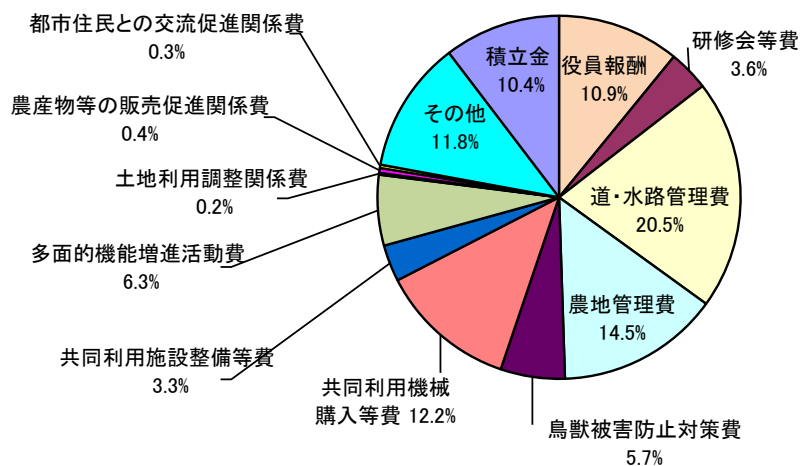
(1) 交付金の配分状況

集落協定への交付金額8億3,126万円のうち、農業者個人への配分額は4億1,760万円(50.2%)、共同取組活動への配分額は4億1,366千円(49.8%)となりました。

交付総額	農業者への 個人配分額	共同取組活動への 配分額
8億3,126万円	4億1,760万円	4億1,366万円
交付総額に占める割合	50.2%	49.8%

(2) 共同取組活動への使用状況

交付金の使途は、「道・水路管理費」が最も多く、次いで、農地管理費、共同利用機械購入等費、役員報酬に係る支出となっています。



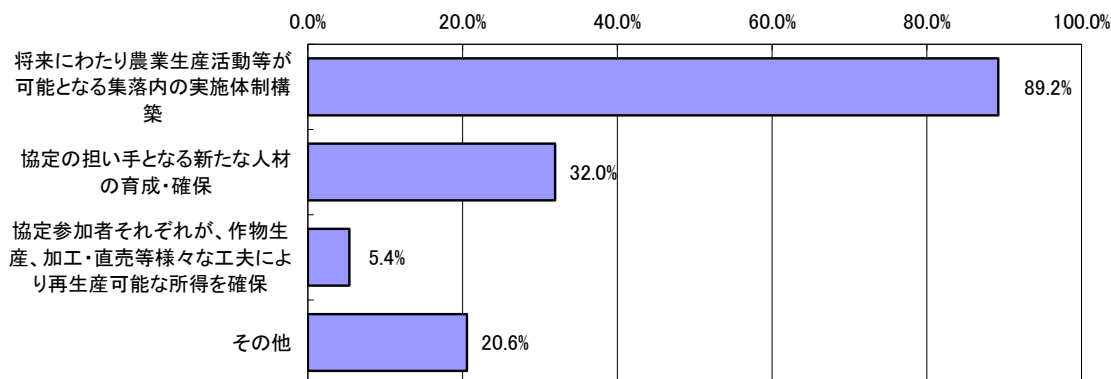
6 集落協定における農業生産活動等の実施状況

(1)「集落マスタープラン」の内容

全ての集落協定において、将来にわたり農業生産活動を継続していくための体制づくりに向けた集落の6～10年後の将来像と、その将来像を実現するための5年間の活動計画を定めています。

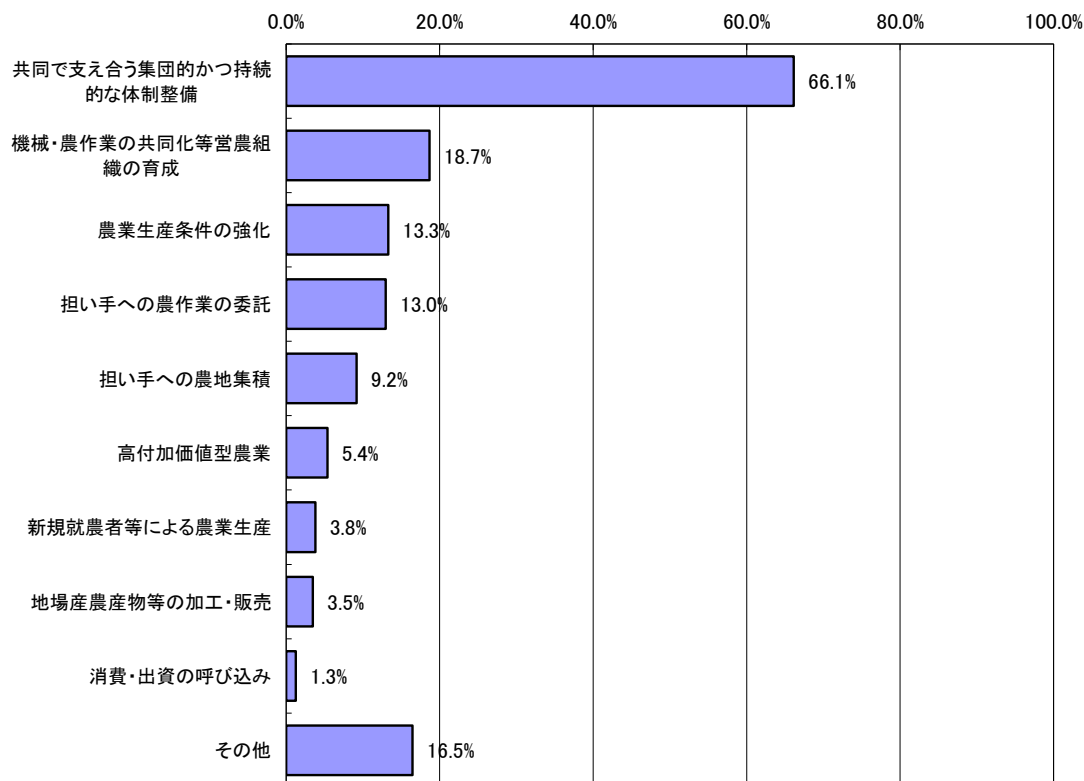
ア「目指すべき将来像」の内容

内容としては「将来にわたり農業生産活動等が可能となる集落内の実施体制構築」が89%で最も多く、次に「協定の担い手となる新たな人材の育成・確保」が32%となっており、生産活動を維持するための仕組みと人の確保に重点がおかれています。



イ「将来像を実現するための活動方策」の内容

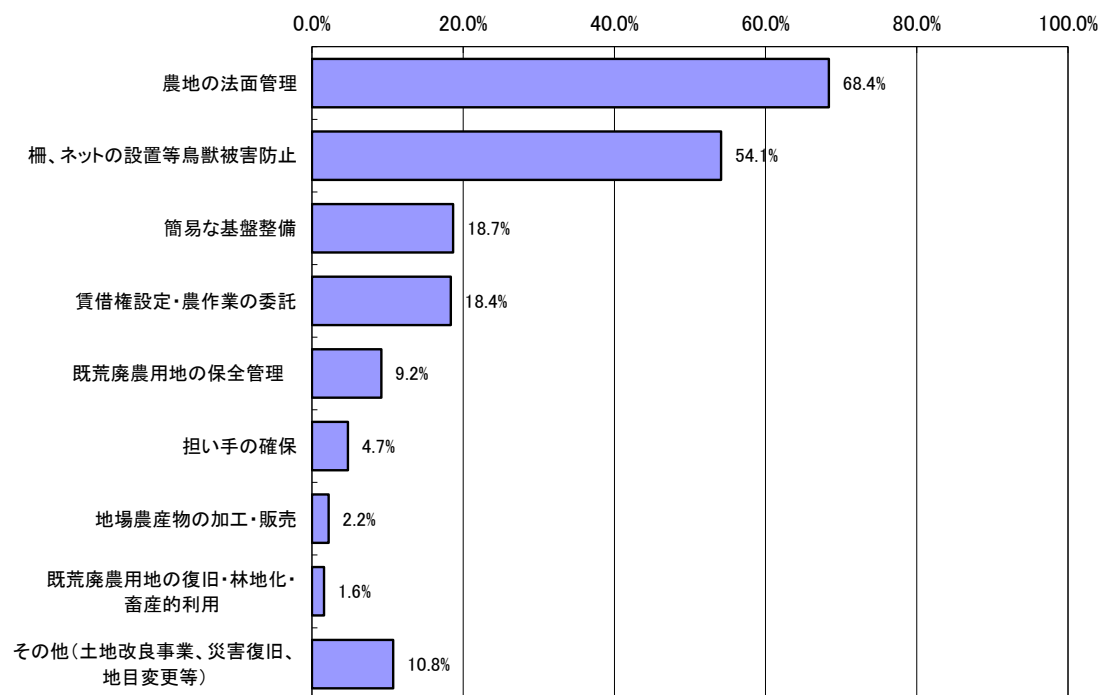
「共同で支え合う集団的かつ持続可能な体制整備」が66%で最も多く、共同で活動することが手段として重要視されています。



※1つの集落が複数取り組む場合があります

(2)「農業生産活動」の取組内容

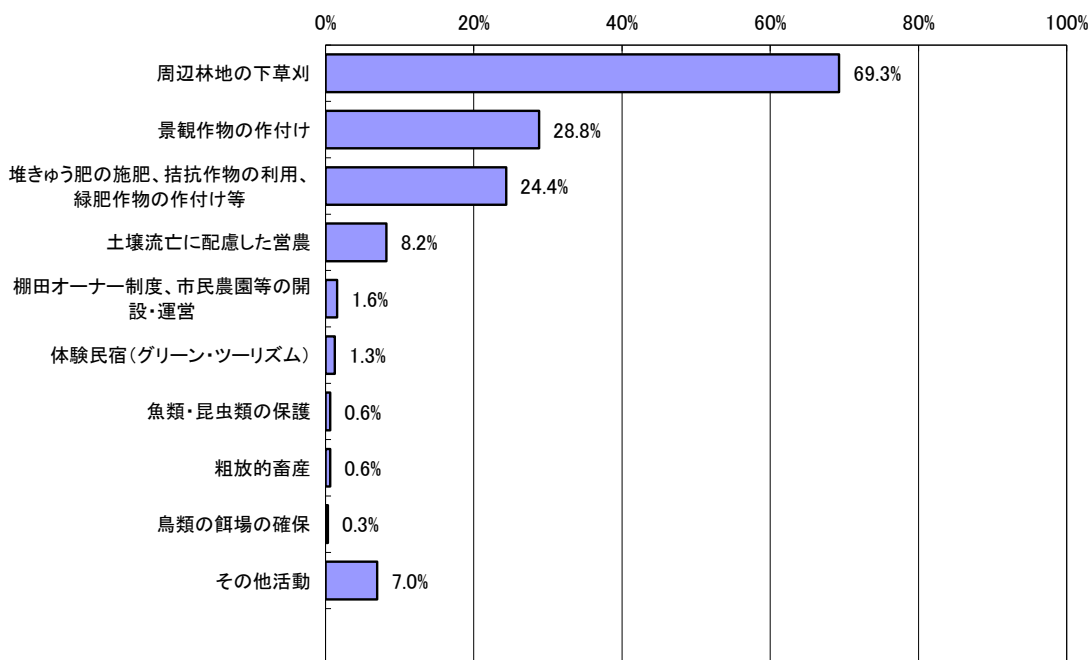
- ・農業生産を維持・継続し、耕作放棄を予防する観点から、農業生産活動等に取り組む必要があります。
- ・取組内容別で見ると、「農地の法面管理」、「鳥獣被害防止」、「簡易な基盤整備」及び「賃借権設定・農作業委託」の4項目に多くの集落協定が取り組んでいます。



※1つの集落が複数取り組む場合があります

(3)「多面的機能を増進する活動」の取組内容

- ・農業生産活動だけでなく、「多面的機能を増進する活動」にも取り組む必要があります。
- ・取組内容別には、国土保全機能を高めるための「周辺林地の下草刈」が最も多く、次いで、保健休養機能を高めるための「景観作物の作付け」、自然生態系の保全に資するための「堆きゅう肥の施肥」に多くの集落協定が取り組んでいます。



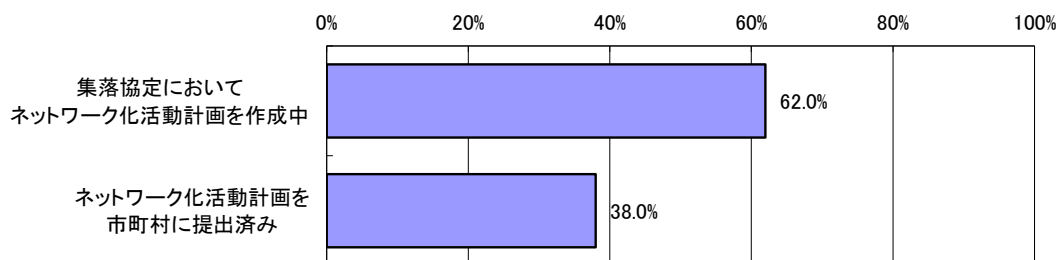
※1つの集落が複数取り組む場合があります

7 農業生産活動等の体制整備のための前向きな活動事項の内容

全316の集落協定のうち、292協定(92%)が前向きな取組を行うことで、通常単価の交付を受けています。(取り組まない場合は、通常単価の8割単価での交付)
これら集落協定においては、農業生産活動等の体制整備のための前向きな活動事項として、令和11年度までにネットワーク化活動計画を作成することとしています。

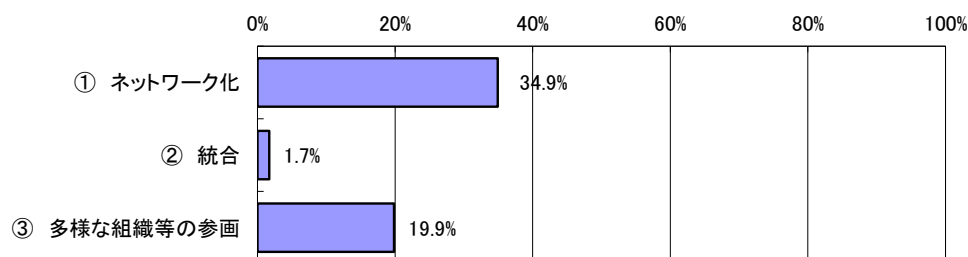
(1) ネットワーク化活動計画の作成状況

前向きな取組を行う292の集落協定のうち111協定(38%)が令和7年度に作成しています。



(2) 体制整備のために行おうとする取組

前向きな取組を行う292の集落協定は、「ネットワーク化」や「集落協定の統合」、「多様な組織等の参画」のうち1つ以上に取り組む計画を作成することとしています。

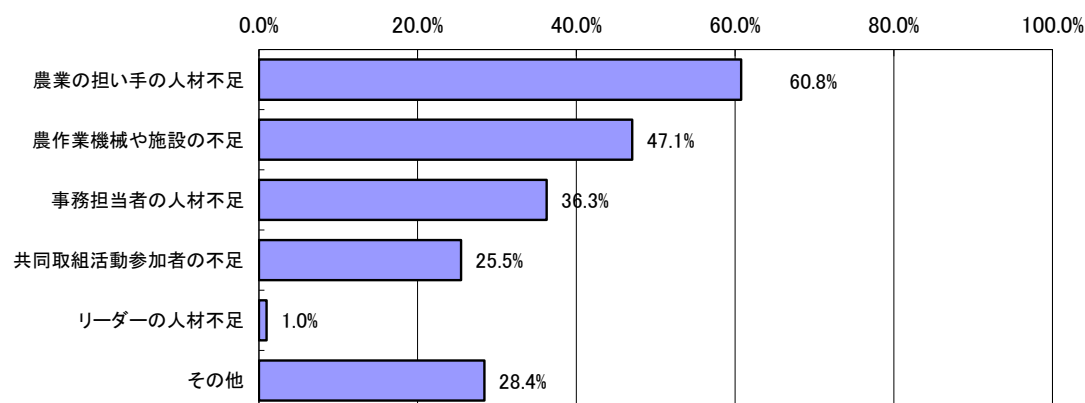


※取組内容が未定の集落協定があります

(3) ネットワーク化の取組内容

ア ネットワーク化で解決しようとする課題

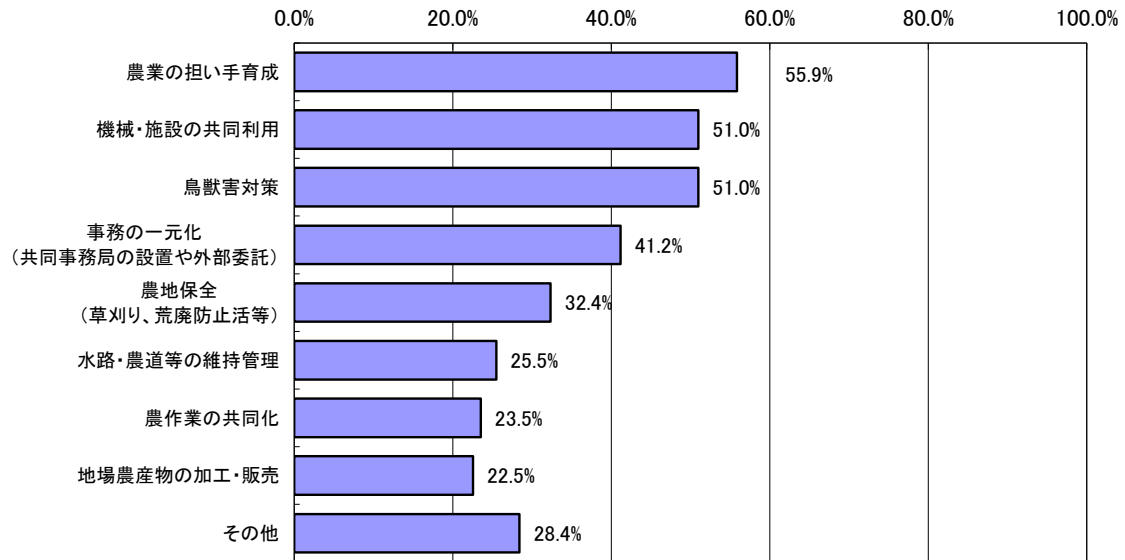
ネットワーク化に取り組む102の集落協定のうち、農業の担い手の人材不足が課題と回答した協定が最も多く、62協定(61%)となっています。



※1つの集落が複数挙げている場合があります

イ ネットワーク化により連携して実施する活動

ネットワーク化に取り組む102の集落協定のうち、農業の担い手育成を連携して実施すると回答した協定が最も多く、57協定(56%)となっています。

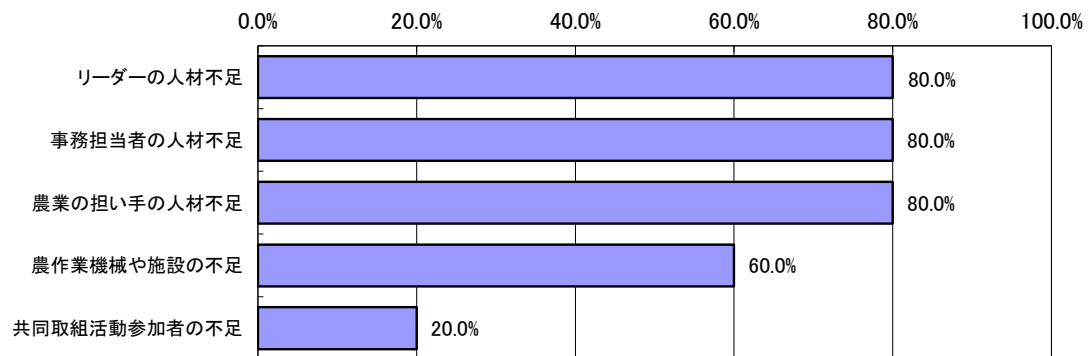


※1つの集落が複数挙げている場合があります

(4) 統合の取組内容

ア 統合で解決しようとする課題

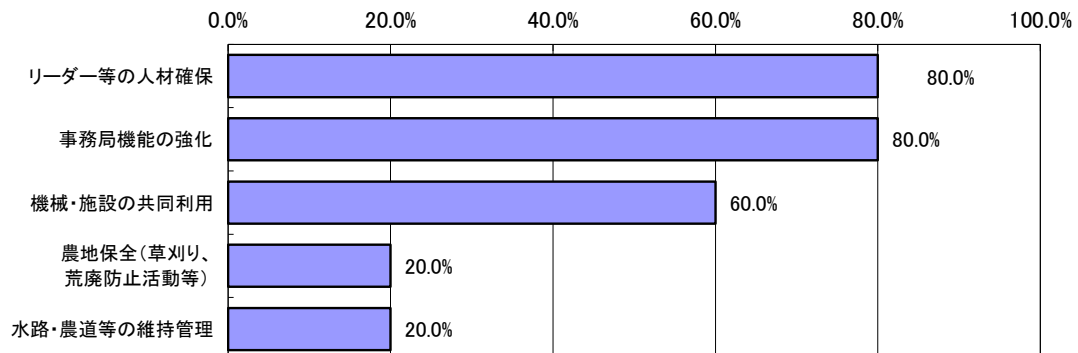
統合に取り組む5の集落協定のうち、リーダーや事務担当者、農業の担い手の人材不足が課題と回答した協定が4協定(80%)となっています。



※1つの集落が複数挙げている場合があります

イ 統合により連携して実施する活動

統合に取り組む5の集落協定のうち、リーダー等の人材確保や事務局機能の強化を連携して実施すると回答した協定が4協定(80%)となっています。

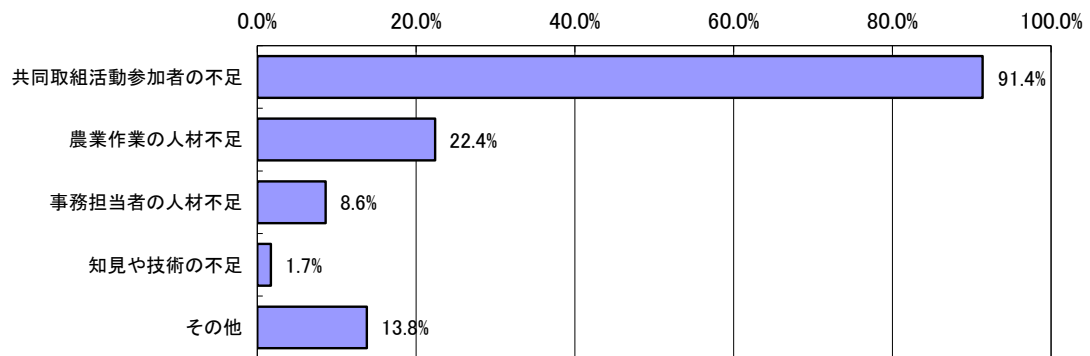


※1つの集落が複数挙げている場合があります

(5) 多様な組織等の参画の取組内容

ア 多様な組織等の参画で解決しようとする課題

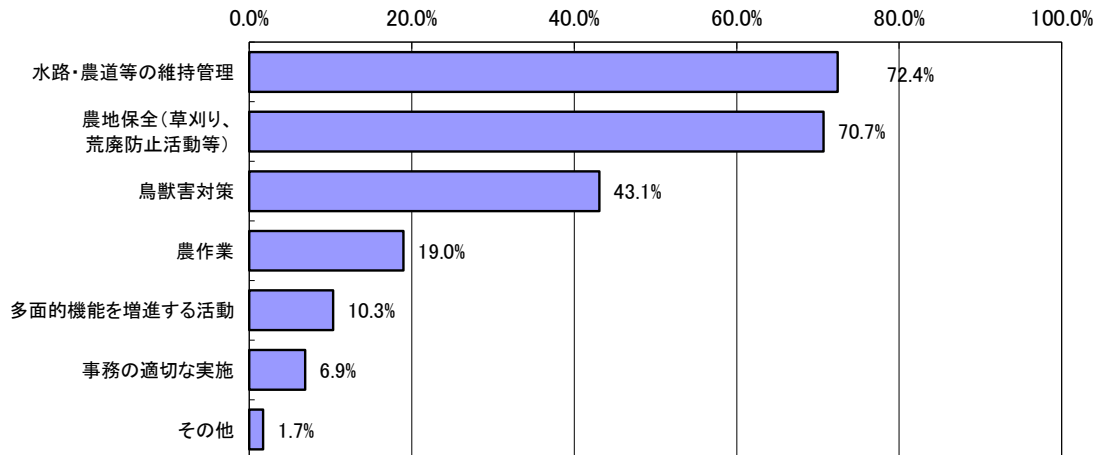
多様な組織等の参画に取り組む58の集落協定のうち、共同取組活動参加者の不足が課題と回答した協定が53協定(91%)となっています。



※1つの集落が複数挙げている場合があります

イ 多様な組織等の参画により連携して実施する活動

多様な組織等の参画に取り組む58の集落協定のうち、水路・農道等の維持管理を連携して実施すると回答した協定が42協定(72%)となっています。



※1つの集落が複数挙げている場合があります

8 加算措置の取組状況

加算措置に延べ240の集落協定が取り組み、超急傾斜農地保全管理加算が最も多く、96協定(833ha)で取り組んでいます。

加算種類	棚田地域振興活動加算		超急傾斜農地保全管理加算	ネットワーク化加算	スマート農業加算	集落機能強化加算	計
		うち超急傾斜地棚田加算					
取組協定数	18	16	96	54	71	1	240
取組面積(ha)	531	449	833	724	1,206	7	3,301